

国民健康保険課デジタル複合機賃貸借及び保守業務契約書

那覇市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
とは、デジタル複合機の賃貸借及び保守業務について、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が甲にデジタル複合機(以下「機器」という。)を賃貸し、及び機器が常時正常な状態で稼動するよう第11条及び第12条に規定する業務(以下「保守業務」という。)を行い、もって甲の使用に供することを目的とする。

(契約期間)

第2条 この契約の有効期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

(機器及び設置場所)

第3条 乙が甲に賃貸する機器は

①「 」1台、②「 」2台、③「 」1台
の計4台とし、その設置場所は那覇市健康部国民健康保険課とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は賃貸人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

6 甲は、賃貸借期間終了後に、第1項第1号の契約保証金、同項第2号の有価証券等又は同項第3号に規定する金融機関等の保証証書を乙に返還するものとする。

7 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(賃貸借料金)

第5条 甲が乙に支払う機器の賃貸借料金は、

①月額 (税抜き)、②月額 (税抜き)、③月額 (税抜き) とする。

(検査)

第6条 乙は、毎月その前月分の賃貸及び保守業務に関し、報告書を甲の指定する場所に提出し、甲の指定する職員による検査を受けるものとする。

2 乙は、前項の検査に合格したときをもって、当該月分の機器の保守業務を完了するものとする。

3 乙は、第1項の検査の結果、不合格のものについては、甲の指示に従い、遅滞なく修正を行い、再検査を受け、該当月分の機器の保守業務を完了させなければならない。

4 前項の場合において生じる一切の費用は、乙の負担とする。

(保守料金)

第7条 甲が乙に支払う1か月当たりの保守料金(保守業務に係る料金をいう。以下同じ。)は、コピー1枚ごとに、次の表のコピー枚数の欄に掲げる区分に応じ、同表の単価の欄に掲げる額を乗じて得た額の合計額とする。

①

モノクロコピー枚数	単価(税抜き)
枚から 枚まで	円
枚から 枚まで	円
枚以上	円
カラーコピー枚数	単価(税抜き)
枚から 枚まで	円
枚から 枚まで	円
枚以上	円

②

モノクロコピー枚数	単価(税抜き)
枚から 枚まで	円
枚から 枚まで	円
枚以上	円

③

モノクロコピー枚数	単価(税抜き)
枚から 枚まで	円
枚から 枚まで	円
枚以上	円

- 2 前項に規定する保守料金の算出の基礎となる1か月当たりのコピー枚数は、機器のカウンターが計測したコピー枚数から、不良コピー及びテストコピー分として当該コピー枚数の2パーセントに相当する枚数(その枚数に1以下の端数があるときは、これを1に切り上げる。)を控除した枚数とする。

(賃貸借料金及び保守料金の請求)

第8条 乙は、毎月末に賃貸借料金及び保守料金を算出し、その総額に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を甲に請求するものとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 契約の開始時又は終了時において、機器の使用期間が1か月に満たないときは、使用した日数に応じて日割りで賃貸借料金を算出するものとする。

(賃貸借料金及び保守料金の支払)

第9条 甲は、乙から前条第1項本文の規定による請求を受けたときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

- 2 甲は、自己の責に記すべき理由により前項の規定による支払を遅延したときは、乙に対し、当該支払の期日の翌日から支払の日まで、その請求額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合で算出した遅延利息を加算して支払わなければならない。

(履行不能)

第10条 乙は、自己の責に帰すべからざる理由により業務を履行できないときは、その理由を速やかに甲に対し通知しなければならない。

(機器の点検及び整備並びに障害、故障等への対応)

第11条 機器に障害、故障等が発生したときは、乙は、甲の通報等により認知後1時

間以内に技術員を派遣し、修理等により当該機器を正常な状態に回復させなければならない。ただし、緊急時においては、双方協議の上、可能な範囲内での対応を検討することとする。

- 2 前項本文に規定する障害、故障等への対応を行う時間は、原則として平日午前 8 時半から午後 5 時までとする。
- 3 機器の修理等に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(部品及び消耗品の供給等)

第 12 条 乙は、機器に必要な部品を交換する必要があるとき、又はトナー、ステープルその他の消耗品(用紙を除く。)を補充する必要があるときは、技術員の点検又は甲の請求に基づき、乙の負担でこれを取り替え、又は補充するものとする。

- 2 前項の規定による取替えにより不要となった部品又は消耗品は、乙の責任において回収し、迅速かつ適法に処理しなければならない。

(設置場所の変更)

第 13 条 甲は、機器の設置場所を変更するときは、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合において、機器の移動は、乙が行うものとする。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、機器の管理及び保守業務の実施に伴い知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(特約条項)

第 15 条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号)第 2 条の長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があったときは、甲は、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、甲は、損害賠償の責めを負わない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が正当な理由なくこの契約に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号の暴力団をいう。)、暴力団員(同条第 6 号の暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

- 3 甲又は乙は、天災その他のやむを得ない事由により、この契約を履行することができなくなったときは、この契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第 17 条 納入された機器が、規格、性能、機能等に関し契約の内容に適合しないものであるときは、乙は、特別の定めがない限り、この契約の有効期間中、修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて、若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

(機器及び消耗品の返還)

第 18 条 第 2 条の契約の有効期間が満了し、又は第 15 条若しくは第 16 条の規定による契約の解除があったときは、甲は、機器及び消耗品を乙に速やかに返還しなければならない。

- 2 前項の規定による返還に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(保険)

第 19 条 乙は、乙の費用で機器に動産総合保険を付保するものとする。

(合意管轄裁判所)

第 20 条 この契約に係る紛争については、沖縄県那覇市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 21 条 この契約に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲乙協議の上定める。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自がその 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙